

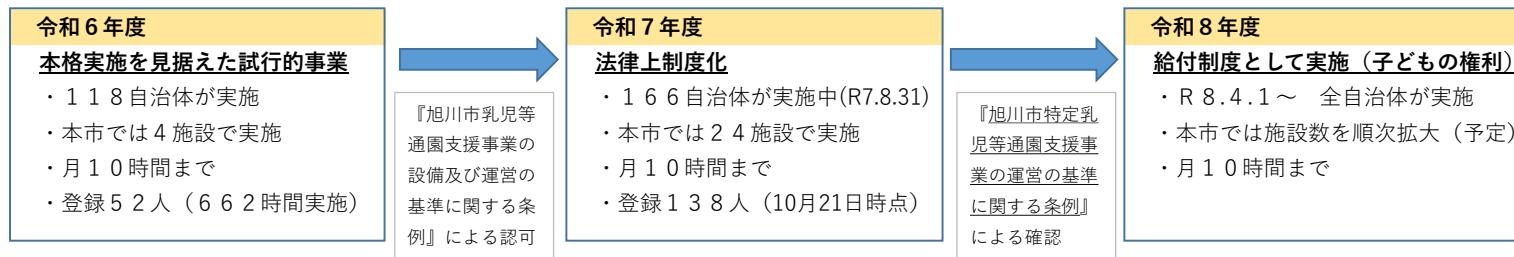
報告 旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

1. 概要

- 乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）の給付制度化に伴い、乳児等のための支援給付費の支給に当たり、乳児等通園支援事業を行う者である旨の市長の確認を受ける必要があることから、関係内閣府令に基づき当該確認に係る特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める。

2. 給付制度への移行について

令和8年度までの実施イメージ



3. 「旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」について

【目的】

- 子ども・子育て支援法に基づいて、本市で特定乳児等通園支援事業（「誰でも通園制度」）を実施する事業者の運営に関する基準を条例で定める。

【条例の内容】

- 「利用定員」「利用手続き」「実施方法・実施体制」「費用負担」「運営規程」「虐待・事故の防止」「会計・記録」など事業の運営に関する約30の基準を定めます。

【公布日・施行日】

- 令和7年12月末までに公布
- 令和8年4月1日施行 予定

【その他】

- 条例制定後に、各施設は本市に「確認申請」を行います。その際に示される「利用定員」の設定について、児童福祉施設等専門部会の意見を聴取する予定です。
(令和8年2月～3月を予定)

4. 給付制度化（R8年度～）によるR7年度との比較について

内容	R7年度	R8年度
1 法的な位置付け	必要と判断する自治体が実施（補助事業）	全自治体が実施（給付制度＝子どもの権利）
2 利用者負担額	1時間300円（※減免あり）	1時間300円（※減免あり）
3 事業者への補助（給付）額	1時間900～1,300円（※各種加算あり）	（国において検討中）
4 広域（市外）利用	協定のある自治体間のみ（※本市なし）	広域利用可能（全国どの自治体の施設でも利用可能）
5 実施施設の条件	「乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準」	「乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準」 及び「特定乳児等通園支援事業の運営の基準」